

亀岡市教育委員会規則第6号（平成26年5月20日公布）

亀岡市学校規模適正化検討会議規則

（目的）

第1条 亀岡市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）における児童数及び生徒数の現状を踏まえ、学校教育活動充実を図り、適正な学校の規模のあり方を検討するため、亀岡市学校規模適正化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会議は、亀岡市学校規模の適正化に関する基本方針策定に向けた各種観点からの提言を行う。

（委員）

第3条 検討会議は、委員20人以内をもって組織し、学識経験者、関係団体の代表者、その他住民のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内で教育長が定める期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 検討会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、検討会議を総理し、検討会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

（意見の聴取）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 検討会議の庶務は、教育部教育総務課において行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定による委員の委嘱又は任命後最初に開かれる検討会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。